広島県告示第三百二十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和七年三月二十七日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

所在地	土砂災害警戒区域				土砂災害特別警戒区域			
広島県三原市本郷町船木及び同市本郷町南方地内	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示		区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示	
	三宅川（三二―一）	土石流	次の図のとおり		三宅川（三二―一）	土石流	次の図のとおり	
	三宅川（三二―二）	土石流	次の図のとおり		三宅川（三二―二）	土石流	次の図のとおり	
	尾原川支川（七八六四隣b）	土石流	次の図のとおり		尾原川支川（七八六四隣b）	土石流	次の図のとおり	

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県東部建設事務所三原支所に備え置いて縦覧に供する。